

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

| | | |
|------|---|---|
| 事業番号 | 公 | 1 |
|------|---|---|

(2) 事業の公益性について

| | |
|-------------------|---|
| 定款(法人の事業又は目的)上の根拠 | 第4条第1項第1号「民間公益活動の普及啓発事業」 |
| 事業の種類 (別表の号) | (本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。) |
| 14 | 当協会は公益法人など多岐に亘る公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としている。これらの公益活動を担う組織の目的と事業は様々なものがあり、当協会の事業は公益認定法【別表】における22の全ての号に該当するといえるが、強いて一つを挙げれば、14の後段「より良い社会の形成の推進を目的とする事業」に該当する。 |
| | |

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)

| (下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。) | | チェックポイントに該当する旨の説明 | |
|---|---|---|---------|
| 事業区分 | 区分ごとのチェックポイント | (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。) | その他説明事項 |
| (18) 上記の事業区分に該当しない場合 | <p>1. 事業目的(趣旨: 不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2. 事業の合目的性(趣旨: 事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p> | <p>1) 書籍の頒布事業</p> <p>1. 事業目的</p> <p>書籍の頒布事業の目的は、公益法人など公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としており、不特定多数でない者の利益増進への寄与を主たる目的としていないことは明らかである。</p> <p>2. 事業の合目的性</p> <p>ア 受益の機会の公開</p> <p>本事業は、広く公益法人など公益活動を担う団体を対象としており、特定の団体や会員団体のみを対象とするわけではない。また、社会において寄附文化やボランティアの涵養を図る事業も行っており、広く一般社会が本事業を通じて利益を受け得るものである。</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策</p> <p>当協会の理事長以下役員職員は、公益活動等に知見を有する人材が豊富であり、書籍についても全部または一部を自ら執筆している。</p> | |
| (18) 上記の事業区分に該当しない場合 | <p>1. 事業目的(趣旨: 不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2. 事業の合目的性(趣旨: 事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽</p> | <p>2) Web(インターネット)による情報提供事業</p> <p>1. 事業目的</p> <p>事業の目的は、日本及び海外における公益組織・非営利組織の事業・運営や活動状況等ならびに関連する法制、税制、会計についての情報を、ホームページおよびメール通信等に適時に掲載・配信することにより、民間による公益活動・非営利活動の普及と啓蒙に貢献し、もって市民・団体の公益活動や非営利活動への関心とボランティア精神の涵養を図るものである。</p> <p>2. 事業の合目的性</p> <p>ア 受益の機会の公開</p> <p>本事業は、公益法人など公益活動を担う団体だけでなく、不特定多数の者が利用することができ、広く一般社会が、本事業を通じて利益を得るものである。</p> <p>イ 事業の質の確保するための方策</p> <p>本事業に係るコンテンツ・マネジメント及びサーバ</p> | |

| | | | |
|---------------------|--|--|--|
| | <p>争案の付はに心して行っている争案認定上の軽重には差がある。</p> | <p>争案によるコンプライアンスマネジメント及びリーガ管理は、高い能力とキャリアを有する当協会のITシステム部門が所管し、広報部門と十分な連携の下、運営されている。</p> | |
| <p>(3) 講座、セミナー、</p> | <p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らか</p> | <p>3)シンポジウムの開催事業 1.シンポジウムは、公益法人等公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を普及啓</p> | |

| | | | |
|-----------------------------|---|--|--|
| <p>育成</p> | <p>にしているか。 2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p> | <p>蒙ることを通じて、非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することすなわち不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的として実施しており、この点は、ホームページやパンフレット上で明らかにしている。 2.非営利団体関係者はもとより、研究者や関心のある一般市民にも参加を呼び掛けている。 3.シンポジウムの講師には、テーマに関し高い知見を有する有識者(執筆者ら)を招請している。また必要に応じ、弊協会の役員、専門職員が講師を務めている。 4.講師等への謝金は薄謝であり、ほぼボランティアとして協力してもらっている。</p> | |
| <p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> | <p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p> | <p>4) 国内外の非営利組織との連携事業 1. 事業目的 民間の公益活動・非営利活動の普及、啓発啓蒙活動を推進するため、国内及び海外における非営利セクターの代表的団体との交流を深め、双方向での情報発信と協力関係の構築に努めている。 2. 事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 本事業により得られたネットワーク・情報は、当協会のホームページ、広報誌およびメール通信等で、広く社会に対し公開され、また当協会の様々な公益目的事業(提言事業等)に活用されている。 イ 事業の質を確保するための方策 本事業は、当協会の理事長以下役員が、国内外の非営利組織諸活動に積極的に参加し、ネットワークの拡大や情報の受発信に貢献している。</p> | |
| <p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> | <p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p> | <p>5) メディア対策事業 1. 事業目的 「公共の担い手」としての民間公益活動の役割とその重要性などについて、メディアに発信する事業であり、市民社会の意識向上に寄与している。 2. 事業の合目的性 ア 受益の機会の確保 広く各メディアを通じて市民に情報を提供している。 イ 事業の質を確保するための方策 主として理事長が取材等に協力している。</p> | |

| | | | |
|-----------|---|---|--|
| (4) 体験活動等 | <p>1.当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例:テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)</p> <p>3.体験活動に専門家が適切に関与しているか。</p> | <p>6) インターンシップ推進事業</p> <p>1. 公益活動・非営利活動の普及啓蒙のため大学生を受入れるインターンシップ推進事業は、次世代を担う青年に、非営利活動の意義、状況及び制度を学び体験する機会を与えるもので、もって市民・団体の公益活動や非営利活動への関心とボランティア精神の涵養を図り、不特定多数の利益増進に寄与するものである。</p> <p>2. 当協会役職員が、上記に即したプログラムを企画・策定し提供している。</p> <p>3. 講師は、全員当協会の役員・職員・研究員である。</p> | |
| | | | |

(3) 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

| 許認可等の名称 | 根拠法令 | 許認可等行政機関 |
|---------|------|----------|
| | | |
| | | |

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

| 事業番号 | 事業の内容 | 当該事業の事業比率(%) |
|------|--|--------------|
| 公 2 | 民間公益活動・非営利活動を担う団体、個人に対し、これらに関係する法制、税制についての正しい理解とさらにこれらの組織が真に社会の期待と信頼に応えられるために望まれるガバナンス等の組織運営と事業活動のあり方等について知識の向上を図るための能力開発・支援事業 | 57.8 |

〔1〕事業の概要について(注1)

1) 相談室事業

公益団体・非営利団体及び公益信託の設立、運営、会計、税務、資金運用等について相談室を設け、面談相談及び電話相談に応じる他、29年度に続き社会福祉法人の運営に関する相談にも対応した。また、新たに遺贈寄附に関する相談に応ずるため、相談員を継続配置した。

30年度の相談件数は、面接相談453件(前年度456件)、電話相談3,148件(同3,358件)。

27年6月より、日本クリアス税理士法人(大阪)に相談業務を委託し、毎月第2・第4金曜日に関西相談室を開催、関西方面での相談支援を実施、18件の面接相談に対応した(前年度23件)。また、新たに2018年8月、会計・税務相談に特化した札幌相談室を開設した(札幌税理士法人に委託)。

内閣府委託相談会：平成30年度は、一般競争入札による同委託相談会業務の受託には至らなかった。

2) セミナー事業

本年度は、会計、運営、労務など各種セミナーを中心に、年間154回を主要都市で開催、総回数では前年度130回を大きく上回った。セミナー参加者数は、総計で5,468名となり、前年度4,470名を大きく上回った。集客を牽引したのが定期提出書類、労務管理、消費税、社会福祉法人会計処理などのテーマによる特別セミナーであり、開催回数は57 81回、参加者も1,917 3,027名といずれも大幅に増加、平均参加者数も前年度33.6名より37名に伸びた。

小規模講座(定員20名)として「資産運用連続講座」を2018年8~10月、2019年1~2月にそれぞれ5回ずつ、当協会会議室で開催した。マイナス金利時代の中で、公益法人としての資産運用管理のあり方(安定収益とリスク管理が両立できる資産運用管理)を資産運用の基礎、原理原則から実践・実務の応用まで、梅本洋一氏(インディペンデント・フィデューシャリー(株)代表取締役・法人資金運用コンサルタント)が講義した。

他団体の依頼を受けて講師を派遣する「講師派遣」は、本年度20件実施した(前年度25件)。

3) 機関誌『公益法人』の頒布事業

会員、官公庁、研究者その他への頒布事業である月刊誌。実務、情報、評論・解説、レポート記事等で構成、誌面の充実を図った。2018年度の掲載記事としては「新公益法人制度改革10周年」と、関係するシンポジウムの特集のほか、行政庁担当官による座談会、税制改正により実現した租特40条の現物寄附税制の解説、遺贈寄附に関する特集(3回)などが挙げられる。

4) 情報公開(共同サイト)事業

主として電子公告やホームページを開設していない法人向けに、情報公開のためWeb上のスペースを提供、公開を支援する事業である。現在のユーザ数は、500法人前後で推移している。

(事業実施のための財源)

相談事業は、基本的には無料(但し、面接相談の場合、非会員は初回無料、それ以降は1回あたり@5千円)であり、相談員の人件費や相談室にかかる物件費等がそのまま赤字となる。セミナー事業は、営利法人等が設定する同種受講料に較べはるかに低廉な価格設定となっている。機関誌発行を支える財源は、主として広告収入であるが、必要経費を賄うに至らず、慢性的赤字事業である。これらを合計した赤字は受取会費により支弁している。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

| | | |
|------|---|---|
| 事業番号 | 公 | 2 |
|------|---|---|

(2) 事業の公益性について

| | |
|-------------------|---|
| 定款(法人の事業又は目的)上の根拠 | 第4条第1項第2号「民間公益組織の支援及び能力開発事業」 |
| 事業の種類 (別表の号) | (本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。) |
| 14 | 当協会は公益法人など多岐に亘る公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としている。これらの公益活動を担う組織の目的と事業は様々なものがあり、当協会の事業は公益認定法【別表】における22の全ての号に該当するといえるが、強いて一つを挙げれば、14の後段「より良い社会の形成の推進を目的とする事業」に該当する。 |
| | |

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)

| (下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。) | | チェックポイントに該当する旨の説明 | |
|---|---|--|---------|
| 事業区分 | 区分ごとのチェックポイント | (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。) | その他説明事項 |
| (5) 相談、助言 | 1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している) | 1)相談事業 1.事業目的 事業目的は、公益法人など公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としており、相談者は会員法人のみならず非会員も多く(約40%)、また企業、会計士などの専門家、行政からの相談もあり、民間組織唯一の常設公益法人等の相談窓口として定評があり、不特定多数でない者の利益増進への寄与を主たる目的としていないことは明らかである。 2.事業の合目的性 ア 受益の機会 本事業は、広く公益法人など公益活動を担う団体を対象としており、また、会員・非会員を問わず、新たに公益組織を設立しようとする個人・法人に対しても支援しており、特定の団体や会員団体のみを対象としていない。 イ 事業の質の確保 相談員は、当協会の役職員及び専門委員と、会計分野は一部嘱託公認会計士が務めている。全員公益活動に係る知見とキャリアを有する人材である。また3年前より相談業務を取りまとめる組織として「相談室」を新設し、内部の情報共有化と対応のスピード化が定着した。年間の相談業務は、「相談白書」としてまとめ関係先に配布し、また当協会に常時備え置いている。 | |
| (3) 講座、セミナー、育成 | 1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、し | 2)セミナー事業 1.事業目的 事業目的は公益法人など公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより、社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としており、会員・非会員を問わず開かれており、不特定多数でない者の利益増進への寄与を主たる目的と | |

| | | | |
|-----------------|--|--|--|
| | <p>レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p> | <p>既ではない旨の利益増進への寄与を主たる目的としていないことは明らかである。</p> <p>2.受講の機会 セミナー受講の機会は、会員・非会員を問わず広く一般に開かれており、開催案内は、ホームページ・広報誌・メールマガジン等を通じ周知している。</p> <p>3.専門家の関与 セミナー講師は、当協会の理事長以下役職員・専門委員であり、公益活動に知見とキャリアを有する人材であり、関係方面から高い評価を得ている。会計セミナーについては、嘱託公認会計士が務めている。</p> <p>4.講師料 当協会主催のセミナーの講師料は、役員は無償であり、嘱託公認会計士の場合は、時間当たり1.5万円を支払っている。講師派遣の講師料は、当協会の役職員が対応するが、講師料は「役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払いに関する規則」に基づき支払われている。</p> | |
| (18) 上記の事業区分に該当 | <p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が</p> | <p>3)機関誌『公益法人』の頒布事業</p> <p>1.事業目的 毎月機関誌「公益法人」を発行、約2,550部を会員、官公庁、研究者その他に無償で頒布してい</p> | |

| | | | |
|-----------------------------|---|--|--|
| <p>しない場合</p> | <p>事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p> | <p>る。事業目的は、公益法人など公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としており、不特定多数でない者の利益増進への寄与を主たる目的としていないことは明らかである。 2. 事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 本事業は広く会員・非会員を問わず、公益法人など公益活動を担う団体を対象としており、また、新たに公益組織を設立しようとする個人・法人に対しても支援しており、特定の団体や会員団体のみを対象とするわけではない。広く一般社会が本事業を通じて利益を受け得るものである。 イ 事業の質の確保 本事業の執筆者は、公益活動に深い知見とキャリアを有する会員・非会員・その他非営利組織に係る者及び当協会の役職員並びに専門委員である。記事の内容は、アンケート調査・各種委員会の討議等を元に作成された質の高いものである。 エ その他 執筆料は、当協会役職員は無償であり、それ以外の者への支払いも薄謝であり、「役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払いに関する規則」に基づき支払われている。</p> | |
| <p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> | <p>1. 事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2. 事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p> | <p>4) 情報公開(共同サイト)事業 1. 事業目的 公益法人の透明性を高めるために、情報公開共同サイトを開設している。これは主としてホームページを開設していない法人向けに提供している事業で、個別法人のホームページの開設とデータ更新を含むメンテナンス支援を行っている。本事業は、民間の公益活動の能力支援に寄与することを目的として不特定多数の者の利益増進に寄与している。 2. 事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 本事業は、公益法人など公益活動を担う団体を対象としており、本事業でホームページを開設する法人が増加することで、情報の公開が一段と進み、受益の機会がより開かれることとなる。 イ 事業の質の確保 本事業は、高い能力とキャリアを有する当協会のIT部門が直接所管している。</p> | |
| | | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
|--|--|--|--|

(3) 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

| 許認可等の名称 | 根拠法令 | 許認可等行政機関 |
|---------|------|----------|
| | | |
| | | |

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「[参考]公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

| 事業番号 | 事業の内容 | 当該事業の 事業比率(%) |
|------|---|------------------|
| 公 3 | 民間公益活動・非営利活動のわが国における状況と問題点ならびに国際比較を調査研究し、併せて国会はじめ関係方面に政策提言活動を行い、もって公益活動・非営利活動を巡る環境の改善を図り、より良き社会の建設に寄与する事業 | 6.2 |

〔1〕事業の概要について(注1)

1) 調査研究事業

内外の公益組織・非営利組織の制度と活動状況等に関する調査研究事業である。

非営利法人に関する判例等研究会：平成27年4月に設置。一般法人法・公益認定法を巡る訴訟や、法人の事業運営に関連する行政庁の対応等、会社法や特定非営利活動法人法及び個別の公益法人法制における事件や判例並びに関連通達の動向等を調査し、その知識や経験を公益法人・非営利法人界で共有し、今後の非営利セクター全体の定款自治をベースにしたガバナンスやコンプライアンスの向上を図ることが目的。2018年度は研究会を4回開催した。再発の可能性が高い判例事案を取り上げ、研究会の内容を公益法人誌に掲載したことで問題発生 of 事前防止、制度改善に向けた政策提言、学術界における非営利法人法の認識向上に努めた。

Webアンケート調査：本年度は「公益法人・一般法人の運営及び寄附等」をテーマに2018年8月に実施。公益法人及び一般法人15,334件に回答を依頼し、公益法人2,452件、一般法人1,609件から回答を得た。結果は『公益法人』誌で紹介し、調査報告書は2019年6月に発行した。

民間法制・税制調査会：公法協、(公財)さわやか福祉財団並びに(公財)助成財団センターを主催団体として2018年度、本研究会を8回、ワーキンググループを16回開催し、検討の結果、(1)財務三基準関係の是正の提言、(2)申請・提出手続きの見直しと定期提出書類等の簡素化の要望、(3)情報公開の課題とその改善提案を行うことで全会一致し、その内容について世間一般と共有、また議員並びに行政庁に対して政策提言を実施すべく「公益法人制度改正提言に関する報告書」を取りまとめた。また、同調査会で配付した主要な資料を取りまとめた「民間法制・税制調査会報告書」を制作し、関係方面へ配布した。

2) 専門委員会事業

○専門委員会事業は、当協会の常設委員会として、「法制委員会」「コンプライアンス委員会」「税制委員会」及び「会計委員会」を設け、それぞれの分野における制度の現状の把握と分析及び改善すべ

き方向と具体的方策を研究討議する事業である。

2018年度は、法制・コンプライアンス合同委員会を1回、税制・会計委員会を4回開催した。うち、税制委員会は平成31年度税制改正要望について意見交換、要望の取りまとめを行った。―

3) 提言事業

○「平成31年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、平成30年7月17日、内閣府を皮切りに関係各方面への要望活動を開始した。平成31年度要望では、「資産寄附税制について」「寄附金税制について」「その他」の3項目を掲げ、¹では、ストック財産を公益団体に寄附する場合の支援税制として、公益法人等への資産寄附に係るみなし譲渡所得の特別控除の特例創設等を、²では、フロー資金を公益団体に寄附する場合の支援税制として、法人の寄附金特別損金算入限度額の拡充、大規模災害発生時における指定寄附金の制度化等を、³では、貸与型奨学金消費貸借契約に係る印紙税非課税措置の恒久化や公益目的事業実施のための土地、建物等に対する固定資産税の非課税措置等を、それぞれ要望した。その結果、上記¹に関して、「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長」という形で31年度より3年間の継続の運びとなった。

○公益法人制度改正提言

民間法制・税制調査会で取りまとめた「公益法人制度改正提言に関する報告書」をもとに、2018年12月に開催した「新制度10周年シンポジウム」での大会宣言を経て、政府、与野党に対し要望活動を展開した。要望項目は、以下の3点。「財務三基準関係の是正の提言」「申請・提出手続きの見直しと定期提出書類等の簡素化の要望」「情報公開の課題とその改善提案」。

○意見募集への対応

・内閣府公益認定等委員会「公益法人の会計に関する研究会」が公表した「平成29年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について(案)」のパブリックコメントに応え、意見を提出した。意見書では、主に「特定費用準備資金の運用」「遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化」について反対意見を述べた。

・内閣府が実施した「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)及び公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)の一部改正案に関する意見募集」に応え、2019年3月、意見書を提出した。

(事業実施のための財源)

調査研究事業は、助成を得られたとしても当該事業に係る費用を全額賄えるものではなく、また専門委員会事業及び提言事業についても、収入のない事業であり、それらの不足分は受取会費収入によって補っている。―

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

| | | |
|------|---|---|
| 事業番号 | 公 | 3 |
|------|---|---|

(2) 事業の公益性について

| | |
|-------------------|---|
| 定款(法人の事業又は目的)上の根拠 | 第4条第1項第3号「民間公益活動、組織及び制度の調査研究及びそれに関する提言事業」 |
| 事業の種類(別表の号) | (本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。) |
| 14 | 当協会は公益法人など多岐に亘る公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としている。これらの公益活動を担う組織の目的と事業は様々なものがあり、当協会の事業は公益認定法別表における22の全ての号に該当するといえるが、強いて一つを挙げれば、14の後段「より良い社会の形成の推進を目的とする事業」に該当する。 |
| | |

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))

| (下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。) | | チェックポイントに該当する旨の説明 | |
|---|---|---|---------|
| 事業区分 | 区分ごとのチェックポイント | (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。) | その他説明事項 |
| (18) 上記の事業区分に該当しない場合 | <p>1. 事業目的(趣旨: 不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2. 事業の合目的性(趣旨: 事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p> | <p>1) 調査研究事業</p> <p>1. 事業目的 調査研究事業は、広く内外の公益法人をはじめ非営利法人の制度、活動状況などを調査するとともに、その問題点とあり方について研究するものである。特定の団体や会員団体の利益を図るものではなく、本事業により市民社会全体が利益を得ることができる。</p> <p>2. 事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 調査研究結果は、報告書として広く関係方面に配布するほか、公益法人誌への掲載やウェブサイトでも公開し、広く一般社会に還元している。 イ 事業の質を確保するための方策 調査研究には、専門的知見を有する外部有識者及び当協会役員からなる委員会を組成して行うことが一般的である。委員会事務局は当協会職員が務め、資料準備、議事録作成などを行う。</p> | |
| (18) 上記の事業区分に該当しない場合 | <p>1. 事業目的(趣旨: 不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2. 事業の合目的性(趣旨: 事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p> | <p>2) 専門委員会事業</p> <p>1. 事業目的 本事業は、公益団体の制度的基盤を改善・整備するための研究・討議の場であり、民間公益活動の活性化を目的とするもので、社会の利益に合致するものである。</p> <p>2. 事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 専門委員会の討議結果は、政府はじめ関係方面への提言・要望活動に反映され、また、公益法人誌などに掲載されるほか、一部はウェブサイトにも公開し広く一般社会に還元している。 イ 事業の質を確保するための方策 専門委員会は、専門的知見を有する実務家及び当協会役員で構成される。委員会事務局は当協会職員が務め、資料準備、議事録作成などを行う。</p> | |

| | | | |
|------------|---|--|--|
| | | | |
| (18) 上記の事業 | 1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨) | 3) 提言事業 1. 事業目的 政党 国会 行政 学会 フフコミカド関係方面 | |

| | | | |
|-------------|---|--|--|
| 業区分に該当しない場合 | <p>確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p> | <p>政庁、国、行政、学芸、マスコミなど関係方面に対し、調査研究の結果を踏まえて提言活動を行う。これらの政策提言活動を通じて、民間による公益活動・非営利活動を巡る環境の改善を図り、より良き社会の建設に寄与している。</p> <p>ア 受益の機会の公開</p> <p>それぞれの提言活動の結果は、公益法人誌、メールマガジンなどに掲載されるほか、一部はウェブサイトに公開し広く一般社会に還元している。</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策</p> <p>それぞれの提言活動は、専門的知見とキャリアを有する実務家及び学者並びに当協会役職員で構成される各種専門委員会やアドホックの研究会の成果をベースに当協会の判断と責任で実施するものである。</p> | |
| | | | |

(3) 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

| 許認可等の名称 | 根拠法令 | 許認可等行政機関 |
|---------|------|----------|
| | | |
| | | |

- 注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。